

2/26

様式1

事 業 報 告 書

(自 令和 5年 8月 1日 至 令和 6年 7月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団藤原医院
- ① 財團 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 兵庫県神戸市西区糀台4丁目7番地の4
- (3) 設立認可年月日 平成31年 3月 11日
- (4) 設立登記年月日 平成31年 4月 3日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	藤原医院	2815203621	兵庫県神戸市西区糀台4丁目7番地の4	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

会議名	議決又は同意事項
令和 5年 9月 24日 定時社員総会	令和4年度決算の決定
令和 6年 6月 30日 定時社員総会	令和6年度収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人社団藤原医院

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県神戸市西区糀台4丁目7番地の4

02/88

財 産 目 錄
(令和 6年 7月 31日現在)

1. 資 産 領	137,278 千円
2. 負 債 領	23,055 千円
3. 純 資 産 領	114,223 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	113,848
B 固定資産	23,430
C 資産合計 (A+B)	137,278
D 負債合計	23,055
E 純資産 (C-D)	114,223

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 医療法人社団藤原医院

※医療法人整理番号 02189

所在地 兵庫県神戸市西区糀台4丁目7番地の4

貸 借 対 照 表

(令和 6年 7月 31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	113,848	I 流 動 負 債	23,055
II 固 定 資 産	23,430	II 固 定 負 債	
1 有形固定資産	11,812	負 債 合 計	23,055
2 無形固定資産	2,116	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	9,502	科 目	金 額
		I 基 金	12,000
		II 積 立 金	102,223 (うち代替基金)
		III 評価・換算差額等	
資 産 合 計	137,278	純 資 產 合 計	114,223
		負 債 ・ 純 資 產 合 計	137,278

様式4-2

法人名 医療法人社団藤原医院

※医療法人整理番号 02188

所在地 兵庫県神戸市西区糀台4丁目7番地の4

損 益 計 算 書

(自 令和 5年 8月 1日 至 令和 6年 7月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	178,300
2 事業費用	158,125
事業利益	20,175
II 事業外収益	105
III 事業外費用	
経常利益	20,280
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	20,280
法人税等	2,774
当期純利益	17,506

法人名 医療法人社団藤原医院
所在地 兵庫県神戸市西区糀谷4丁目7番地の4

※医療法人整理番号 〇二ノ八八

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)
該当なし

2/8

様式6

監事監査報告書

医療法人社団藤原医院
理事長 藤原 徹 様

私は、医療法人社団藤原医院の令和5会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年9月24日

医療法人社団藤原医院

監事 和田 新